

ハロ・ハロ・ガーデン HELLO² GARDEN

公嘱

目次	東京司法書士会調停センター「すてつき」の紹介 東京公共嘱託登記司法書士協会PR	／安藤 信明…………… 1 ／近藤 光弘 肥口ふみ枝…………… 3
	東京司法書士会三多摩支会主催市民公開講座レポート ティータイム 協同組合広告 協会取り扱い事件納品状況一覧	／清家 亮三…………… 5 ／田口真一郎…………… 6 …………… 7 …………… 8

2009年 第110号

(平成21年4月発行)

東京都新宿区本塩町9番地3 ☎03-3359-3345 (代表)
発行所 社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会
発行人 山田 猛 司
ホームページ (<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>)

こんなときは、裁判？ 調停？ それとも「すてつき」？

東京司法書士会調停センター「すてつき」

センター長 安藤 信明

平成19年4月1日「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(以下、「ADR法」という)が施行され、2年が経過した。このADR法は、司法制度改革の流れの中で、裁判外での紛争解決方法を裁判と並ぶ紛争解決として、その利用を促進するために成立した。

ADR法は、裁判外で紛争解決を実施する民間機関について、そのしくみや手続きにおいて認証の基準を定め、民間紛争解決機関として法務大臣が認証することにより、利用者が安心して利用できるものとし、ADRの利用を促進することを目的としている。

弁護士以外が調停などを実施する場合は、弁護士の助言措置を設けていることが認証の要件のひとつになっている。その唯一の例外が、認定司法書士が調停等を実施する場合である。ただし、この場合は、紛争の価額が140万円以下のものに限定される。

もともと、司法書士法には、和解の仲介につ

いて司法書士の業務とする記述はないが、この法律に基づき法務大臣の認証を受けることにより、時効の中断効など一定の法的効果が認められ、多くの司法書士会が調停センターを設置し、認証を受けて調停実施したり、あるいは認証申請をする準備を進めたりしている。

平成21年3月31日現在において、神奈川、東京、静岡、滋賀の4つの司法書士会が認証紛争解決事業者として活動し、熊本、宮城が認証申請中である。その中で、弁護士の助言措置を設け、家事事件を含む民事事件全般を取扱うのは、東京司法書士会の調停センター「すてつき」だけである。

東京司法書士会調停センターは、平成20年12月10日、法務大臣により認証され、ADR法に





認証番号 第22号
認証年月日 平成20年12月10日

基づく認証紛争解決事業者として活動を始めた。また、愛称の「すてっき」は、平成21年2月19日に開催した「認証記念フォーラム」に際し公募し、応募の中から決定したものである。

認証取得後、3月31日現在まで約3ヶ月の間に8件の申し込みがあった。申し込みに至らない相談を含めると30件を超えている。

総合相談センターで相談をして調停センターを紹介されたもの、TV、新聞等の報道を見て電話してきたもの、法務省の「かいけつサポート」のホームページを見て連絡してきたもの、司法書士が相談を受け代理人となって申し込んできたものなどである。

当センターは、認証申請する際に、弁護士の助言措置を設ける機関設計をすることを選択した。弁護士の助言措置を設けない場合は、紛争の価額が140万円以下の紛争に限られ、家事事件は扱うことができない。そもそもADRにそのような「紛争の価額」という概念があてはま

るのかも疑問ではあるが、価額による制限があることは、利用者を不安定な場所に置くことになりかねない。また、紛争の価額を表面化することで、話し合いの方向性に影響を与えることも考えられる。

幸いにして、ADR及び当センターの考え方に関して、非常に深くご理解いただいた弁護士の方に助言弁護士として契約していただき、「当事者同士が話し合いをすることで、表面的な解決ではなく、本当の意味での紛争解決をしたい。」という当センターの姿勢を示すことができた。

司法書士会が実施する調停であるから、常に法律を意識したメディエーション（分かりやすく言えば、「当事者の話し合いによる紛争解決方法」）を実施することが求められるであろう。しかし、紛争は法律だけでは解決できない。法律的側面と法律以外の要素での解決を両立させ

解決のお手伝いをします。

調停センター“すてっき”のメリット

双方ともに納得できる解決をサポートします。

公正・中立な第三者(調停人)を交えた話し合いを通じ、当事者の事情や意見なども考慮し、法的な権利や義務を定めることとまらない双方が納得できる柔軟な解決を目指します。解決後の関係維持・改善も期待できます。



あなたのプライバシーや秘密は厳守されます。手続は非公開で行われます。あなたのプライバシー保護などを配慮し他人に知られることなく解決を図れます。

専門家がサポートします。あなたのトラブルの実情をふまえ、司法書士、弁護士が解決のサポートをします。



手続の内容や費用に関しては依頼前にわかりやすくご説明いたします。説明を聞いた上で、よく考えてから当センターのご利用をお考えください。

調停センター“すてっき”のもう1つのメリット。

解決に至らなかった場合でも、裁判所での調停を省略する事が可能となったり、調停期間中は、時効期間が中断する場合があります。

てこそ、ADRの意味がある。それが「司法書士ADR」なのではないだろうか。また、それができるのは司法書士しかいないのではないだろうか。

東京司法書士会調停センターもいわゆるメディエーション手法をとりいれている。「メディエーション」において、手続実施者（調停者）は「法律判断をしない」、「法的情報を与えない」、「解決案を提示しない」と言われる。もちろん、それが手続実施者の中立性を意識してのものであればいいのだが、「しない」が一人歩きしてはいけないと思う。なぜ、してはいけないかを理解することが大切である。

とは言っても、現実の調停になれば、いろいろなことが起こる。そのいろいろなことをできるだけ回避するために、「調停管理者」が事前に双方の話を聴いて、「事案検討会」で問題になりそうな点を検討する機会を設けた。「ADRは、早い、安い」には逆行するような気もするが、システムとしては良いシステムではないかと思っている。

紛争を解決できるのは、その紛争の当事者だ

けであり、そこには当然、感情や面子などが大きく関わってくる。法律で解決できるのは、表面のほんの一部に過ぎない。紛争に至った経緯や紛争になったきっかけなど当事者にしか分からない、いや、もしかしたら、当事者も分かっていないことを解くことが紛争解決なのではないか。

良いことばかり書いたが、当センター「すてつき」での紛争解決に向かない事件もたくさんある。強制執行が必要な事件はその典型かと思う。しかし、メディエーションを実施すれば、強制執行しなくても、納得して履行してもらえるかもしれない。また、「すてつき」での話し合いで合意にはいたらなくても、その後の当事者の人間関係や考え方が少しでも変われば、それも解決である。

ADRはまだ始まったばかりである。司法書士会の調停センターもこれからである。結果よりもプロセスを大事にしていきたい。紛争を解決するよりも、解決する過程で、当事者と向き合い、支援することに意義があると思う。

公共嘱託登記司法書士協会をご存知でしたか？

「ハロ・ハロ・ガーデン公嘱」の読者の皆さん、いつも本誌をお読みいただき、ありがとうございます。さて、今回は、公共嘱託登記司法書士協会（以下「公嘱協会」という）がどのような組織で、どのようなときにお役に立てるのかを皆さんに知っていただきたく、公嘱協会の簡単なPRをさせていただきますことにしました。

そこで、まずは公嘱協会の成り立ちから今日までについて、近藤副理事長からご説明させていただきます。

法は、司法書士に対して、「他人の依頼を受け登記に関する手続について代理し、その業務を誠実かつ正確に遂行することにより登記に関する手続の適正かつ円滑な実施を助け、これにより登記の信頼性を高め、国民の権利の保護に寄与すること」を要請しています。

今日の経済発展をもたらした最も重要な要素の一つは不動産取引における登記制度です。

その担い手である司法書士が日々の業務を正確に迅速に処理することにより、登記に公信力が付与されたかのような確固たる信頼を国民か

ら勝ち得、ひいては日本社会の安全な経済取引活動に多大な貢献をしていることは言うまでもありません。

我々司法書士が、登記制度上も、現実の社会生活においても、欠くことのできない存在となっていることは明白な事実であり、先達



副理事長 近藤 光弘

の不断の努力があってこそその当然の結果です。

そして、永年にわたり登記制度の発展に寄与してきた司法書士の功績が顕著であると認められ、公共の利益となる事業の場でその実力をいかんなく発揮するにふさわしい組織として設立されたのが公嘱協会です。

嘱託登記を受託し、その事務を適正かつ迅速に処理することは、公共の利益となる事業の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施を助けることによって、さらなる登記の信頼性向上がなされ、国民の権利保護に十全に寄与することになります。

歴史を重ねた司法書士制度の中でも、公嘱協会は司法書士個人々の専門的能力を公益的活動

に結実した形で国民に示すことができる他に類を見ない組織として評価され、昭和61年の設立以来着実に歩んできました。

卓越した知識を持つ東京司法書士会の3割近い会員が社員として構成する社団である東京公共嘱託登記司法書士協会もそうであるように、公嘱協会の最大の実績は、日々の研鑽によって築き上げられた司法書士に対する国民の信頼をさらに確固たるものとし、司法書士制度の発展に貢献できたことです。

そしてこのことは未来にわたり変わらずに行っていかなければならないとても大切な事業であり、責任であると確信しています。

なるほど、登記制度を通じて国民の権利保護に寄与するという重要な役目の一翼を担ってきた、そしてこれからもその役目を果たさなければならないということですね。

次に、「具体的にはどのような業務を行っているの?」ということをお口副理事長からご説明させていただきます。

公共嘱託登記司法書士協会(以下「公嘱協会」という)って、なに?

いまさら、何を言ってるの?という協会社員の皆様にはご容赦いただいて、縁遠いし、どんなことをやっているのかわからない組織に思える方たちに、少しご説明したいと思います。

公嘱協会は、司法書士法で設立され、もう23年を経過する公益法人です。公共の利益となるための事業、そのために適正で迅速な業務実施を行うとされており、官庁、公署、いくつかの独立行政法人のために、不動産の権利に関する登記の嘱託あるいはこれに付随する業務を受託しています。

また、嘱託登記のプロとして、800名の司法書士が社員として所属しており、迅速で適切な業務をおこなっています。

東京都住宅供給公社からの所有権移転の登記、建設事務所、市区町村からの道路拡張に伴

う所有権移転の登記、あるいは道路拡張に関わる所有者の相続人確定の作業などをメインに受託してきました。

また、市街地の再開発事業では、都市再開発法による特別な登記手法が取られますが、公嘱協会では、いままでのノウハウを生かし



副理事長 肥口ふみ枝

て業務処理を行っています。用地買収をしたけれど地権者や相続人がわからない、駅前再開発が予定されているけれど、どのような手順で進めていいのかわからない、こんな悩みをお持ちであれば、是非、公嘱協会にご連絡ください。

読者の皆さん、いかがでしたか。今までより少しは公嘱協会についてお分かりいただけましたでしょうか。これからも、より公嘱協会を知っていただくための活動も行っており、今後とも公嘱協会を宜しく願いいたします。

市民公開講座顛末記

東京司法書士会三多摩支会 支会長 清家 亮三

我々三多摩支会は昨年創立40周年記念事業として、パルテノン多摩にて、一大イベントを敢行した。市民公開講座として、東京司法書士会が誇る劇団リーガル☆スターの公演を主催し、ほぼ満席にすることができた。正直、多大なエネルギーを要し、みんな疲れた。で、今年は楽をしようというのが、執行部の一致した意見であった。が、神は許してくれなかった。子細は省略するが、不幸が、いや、ポジティブに考えれば幸運が積み重なって、今年も大々的な市民公開講座をやることになってしまった。

*

すぐに実行委員会を立ち上げた。支会執行部全員+立川支部執行部+立川支部有志約25名。

手慣れたもので、あつと言う間に骨子は決まった。元女子ソフトボール日本代表監督の宇津木妙子氏を講師とする講演を開催することとなった。「魂 心豊に生きるために」キャッチコピーもなかなかのきばえである。

昨年の経験で段取りはスムーズであった。会場の確保・講師との交渉・広報等々、もちろん昨年同様多大なエネルギーを要する仕事であったが、みんなでひとつの仕事を完遂すること、見方を変えれば、みんなで苦しみを共有するというマゾ的な楽しみに酔いしれた。

*

最大の問題があった。お金がない、いつものことである。ここは本会を取り込む、いや、本会の共催をいただくしかない。早速に共催依頼文書を提出した。間髪入れずクレーム、いや、指導をいただいた。

「このままでは我々司法書士の職域に全く関係がない、せめて相談会を併設しなければ、共催することはできない」と。我々は「固いな」などと思うことなく、指導に従った。残念ながら、当日の相談者は0であったが…。

ちなみに、とある社会福祉協議会にパンフレットを携え、広報に行ったときのエピソード。「三多摩支会さんは(職域を離れて)市民のためにこんなことまでされるのですか、すごいですね」と、お褒めの言葉をいただいた。もちろん一方において、少数ではあるが「どうして司法

書士が、このような講演を主催するのか?」という、疑問もいただいたが。

*

かくして、我々は人事は尽くして、3月4日を迎えた。しかし、天命は厳しかった。天

は悪天候と、我々の予想をかなり下回る観客を授けたもうた。宇津木氏の話は、素晴らしかった。映画「3丁目の夕日」と一脈通じる戦後日本人が失った大切なものを思い起こさせるものであった。それだけに、いっそう残念であった。

*

翌週、最後の実行委員会を開いた。そして、次の通り分析した。

1. 結果は冷静に受け止めなければならない。しかし、やらなければ、結果さえ出せない。
2. 過程が大事である。制度広報は当日の結果だけではない。当日までの広報活動も評価しなければならない。
3. 副次的な効果ではあるが、手作りのイベントをやることによって、支会に対する帰属意識が高まる。同じ釜の飯を食うことは大切である。

*

かくして、祭りは終わった。祭りの後の淋しさは……次の祭りで癒すしかないのである。我々三多摩支会は、あくまでポジティブである!

末筆になりましたが、後援誠に有り難うございました。公嘱協会の益々の発展を心より祈念いたしております。

完





ティータイム

温故知新

田無支部 田口真一郎

中仙道の宿場町、長野県は妻籠宿というところに、今年で93歳になる筆者の祖父が住んでいる。柔剣合気道合わせて20段、戦時中は七つの海を制した英国海軍と南の海で対峙し、戦後は町会議員となるも公職選挙法違反に問われ、その後は長野県の霊峰・御嶽山に籠って修行を積み、神職に就いたという経歴の持ち主であるが、今は信州の山奥で晴耕雨読の毎日である。

これは絶対に内緒だが、と前置きをしたうえで、「いいか、神様なんてものはおらんのだよ、それが証拠に、滝に打たれようが断食しようが何も見えも感じもせん」と語る祖父であるが、修羅場をくぐった人間の言うことだけに説得力があったらしく、今でも氏子の人達には慕われているようである。かく言う筆者も、国家試験受験の時期に、「人生なんて一回しかないんだで、好きなことやりゃいい」というおよそ宗教家とは思えない言葉に、どれほど救われたかわからない。

さて、そんな祖父が、昨年行方不明になったことがあった。ただ、それまでも、やれ伊勢にお参りだの、名古屋で映画を見るだの、浜松でウナギを食べるだの、度々消息を絶ったことがあり、それ自体はさほど心配することではない。今回も、数日前から旅行雑誌を読みふける姿が目撃されており、家族は寝袋を押入れに隠すなどの厳戒態勢を敷いていたのだが、その警戒網を破っての行動であった。事件が起きたのは、祖父が消息を絶って2日後のことである。

筆者の事務所に、日本海に臨む新潟の某病院から1本の電話があった。聞けば、佐渡ヶ島へ渡るフェリーの中で老人男性が倒れ、それが祖父ではないかとのことであった。慌てて上越新幹線に飛び乗り、指示された病室へ行ってみると、確かにうちのジイさんである。医師の話では、ちょうど傍に看護師の方がおり、適切な応

急措置が受けられたらしい。聞けば、温泉にでもつかって佐渡の海の幸で一杯やろうとしていたわけでは決してなく、出征中に離別した祖母の墓前にぬかづいて一言謝りたかった、という殊勝な理由から出た行動であった。

司法書士などという職業に就いて、しかも成年後見などという大それた業務をしていると、高齢者と接する機会も多くなるのだが、祖父と同時代を生きた人達の人生には、多かれ少なかれ戦争が暗い影を落としていることに気づく。夫が出征し還らぬ人となった人、外地からの帰国時にすべての財産を失った人、戦後もシベリアで労働を強いられた人、物心つく前に空襲で両親を失い、自分の本当の名前や誕生日すら知らない人までいる。その方の就籍許可の家事審判書を読む機会があったが、その経緯はアニメ「火垂るの墓」を彷彿とさせるような壮絶なものである。中には、ベルリン五輪に出場してA・ヒットラーと一緒に食事をしたなんて人もいるが、彼は今でも民主主義に否定的だったりする。そんな彼らが、高度成長期とバブル期を経て、100年に一度の不況を生きる平成の若者(無論、筆者を含む)よりもよっぽどリッチだったりするのだから、人生とはわからないものである。

幸い、祖父には何の後遺症もなく、この原稿を書いている目の前で、90歳離れた筆者の娘達とコタツを挟んで熾烈なカルタ取り合戦を繰り広げている。近所で家の新築やプール開きがあると神事に駆り出されては、年金の足しにしているそうだ。最近の彼の悩みは、ニンテンドーDSの脳年齢テストで、80歳までしか判定されないことらしい。

願わくは、祖父には介護の必要なく長寿を全うしてもらうこと、そして、3歳と5歳の娘達に、父親の介護を厭わない優しい人間に成長してもらうことである。

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

金融・保険事業

司法書士総合補償制度
業務用印紙・現金・小切手補償制度
自己資金貸付制度
司法書士ローン斡旋
各種保険、年金制度
各種リース斡旋
小規模企業共済／中退共

労働保険・事務組合

補助者の雇用・労災保険
事業主の特別加入
労働保険研修会開催

教育情報事業

司法書士手帳の発刊
教育情報誌の出版
組合ニュースの発刊
実務専門書の編集
実務研修会及び講習会等の開催

東京司法書士 協同組合

福利厚生事業

福利厚生制度
(ホテル・レジャー施設等提携)
旅行・レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDLとの提携・人間ドック

ネットワーク事業

インターネットによる
情報提供
先例検索・目的事例集
不動産・商業書式集等

共同購買事業

業務用必需品
登記関連用紙 書籍
司法書士向PC・ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お気軽にお問い合わせください。



労働保険事務組合

東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<http://www.inter.tschnet.or.jp/>

■本協会取扱い事件納品状況一覧（平成20年12月1日～平成21年2月28日）

納品月	発注機関名	物件名	登記内容	件数	配分支部	
12月	府中市役所	狭隘道路拡幅整備嘱託登記業務	所有権移転登記他	9	府中	
	〃	法定外公共物嘱託登記業務	〃	4	〃	
	東京都再開発事務所	リバーウエストA館（一般分譲）	所有権移転登記	3	墨田・江東	
1月	東京都住宅供給公社	北砂四丁目住宅（長期分譲）	所有権移転登記	1	墨田・江東	
	〃	豊玉南住宅（〃）	〃	1	練馬	
	〃	平尾住宅（〃）	〃	1	多摩	
	〃	コーシャハイム神田住宅（賃貸住宅）	抵当権設定登記	1	千代田	
	〃	コーシャハイム南砂駅前住宅（〃）	〃	1	墨田・江東	
	〃	コーシャハイム愛宕四丁目住宅（〃）	〃	1	多摩	
	〃	コーシャハイム日野神明住宅（〃）	〃	1	〃	
	〃	コーシャハイム日野大坂上住宅（〃）	抵当権設定登記他	2	〃	
	〃	コーシャハイム玉川上水第三住宅（〃）	抵当権設定登記	1	立川	
	〃	コーシャハイム緑四丁目他4住宅（〃）	抵当権設定登記他	5	八王子	
	〃	アスタ他1住宅（〃）	〃	3	田無	
	〃	コーシャハイム緑四丁目他12団地（〃）	書類作成	一式	渋谷	
	〃	府中市役所	狭隘道路拡幅整備嘱託登記業務	所有権移転登記他	10	府中
	〃	〃	公共用地嘱託登記業務	所有権移転登記	1	〃
	〃	〃	法定外公共物嘱託登記業務	所有権保存登記	1	〃
〃	調布市役所	狭隘道路嘱託登記業務（単価契約）	所有権移転登記他	24	調布	
2月	東京都住宅供給公社	カーサ青葉台住宅（長期分譲）	地上権持分移転登記	1	渋谷	
	〃	北砂四丁目住宅（〃）	所有権移転登記	1	〃	
	〃	清瀬台田住宅（〃）	〃	1	田無	
	練馬区役所	権利関係公共嘱託登記事務委託（単価契約）	〃	1	練馬	
	府中市役所	狭隘道路拡幅整備嘱託登記業務	所有権移転登記他	8	府中	
	〃	法定外公共物嘱託登記業務	所有権保存登記	4	〃	
	独立行政法人 年金・健康保険福祉施設機構	権利承継に係る所有権移転登記	所有権移転登記	17	北・荒川	

■編集後記

いやあ、WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）盛り上がりましたねえ。我が日本が2大会連続世界一になって良かったですねえ。昔は野球少年でしたが、ここ十数年野球をする機会がなく、もっぱら観戦するばかりの私ですが、WBCを観戦してあらためて野球の面白さを感じました。そうしたら、体を動かさずにはいられなくなり、バッティングセンターに立ち寄ったり、子供を無理矢理公園に連れ出してキャッチボールをしたりするようになりました。

観るのも楽しいですが、信頼できる仲間とプレーするのが一番楽しいなあと昔を振り返ってみる今日この頃です。ところで、この編集後記をご覧になり、私をスカウトしようと思った方がいらっしやいましたら、体作りに1ヶ月程を要しますので、お早めにお声かけ下さい。

（岡田 学）

【訂正とお詫び】

109号掲載5頁の「株式会社日本政策金融公庫への移転登記について」の記載中誤りがありましたので、下記のとおり訂正のうえお詫びいたします。

22行目（下から8行目）

誤「平成18年10月1日株式会社日本政策金融公庫法附則第〇条第1項による承継」

正「平成20年10月1日株式会社日本政策金融公庫法附則第〇条第1項による承継」

公嘱協会広報室

永井 正己（江戸川）

岡田 学（城北）

田口真一郎（田無）

後藤 悟（豊島）